5. 計画の推進方針

5-1-1. 住民及び民間事業者との連携

住宅施策は住民の生活と密接に関わっていることから、各種施策の推進にあたっては、住民の幅広い理解と協力が不可欠である。

そのため、住民（住民団体等）が必要な情報に容易にアクセスできるよう、情報の提供及び相談窓口の設置を図るとともに、まちなか居住の推進や健康をキーワードとした住宅施策等の重点的な施策について、住民と連携した取組を進めるものとする。

また、住民のみならず、地域における建設事業者や関連団体等と連携し、地域産業への貢献や効率的な事業展開を図っていくことが重要である。

5-1-2. 関係機関との連携

伊達市内で展開される住宅施策及び関連事業として、道営住宅など北海道や国の機関等と関連するものがあるほか、住生活基本法及び北海道住生活基本計画などを踏まえ、交付金等の効果的な活用を含め関係機関との連携を図りながら、住宅施策を推進していくものとする。

5-1-3. 庁内の連携体制づくり

住宅施策は、建設部門のみならず、都市計画、福祉、産業振興など広範な分野にわたっていることから、関係する各部局との連携のもと、一体的・総合的に取り組んでいくことが必要である。